

## ■ N I S A（少額投資非課税制度）に係るお手続きの受付期限について

N I S Aに係るお手続きについて、当金庫にお申込みいただける期限を下記のとおり定めさせていただきます。

### ○ N I S A口座開設

#### ＜一般N I S A＞

- 2019年～2022年 ⇒ 口座を開設しようとする年の11月末日まで  
2023年 ⇒ 口座を開設しようとする年の8月末日まで

#### ＜つみたてN I S A＞

- 2019年～2036年 ⇒ 口座を開設しようとする年の11月末日まで  
2037年 ⇒ 口座を開設しようとする年の8月末日まで

### ○ 勘定の種類変更（一般N I S A ⇄ つみたてN I S A）

- 2019年～2023年 ⇒ 変更しようとする年の11月末日まで

### ○ 非課税期間終了に係るお手続き

#### ＜一般N I S Aロールオーバー＞

- 2019年～2022年 ⇒ 非課税期間が終了する年の11月末日まで

※ロールオーバーとは、非課税期間が終了した後も一般N I S A（翌年の勘定）に移管することで、さらに5年間非課税期間を延長できる制度のことです（つみたてN I S Aはロールオーバーできません）。

#### ＜一般N I S Aから一般口座への移管＞（特定口座を開設している場合）

- 2019年～2023年 ⇒ 非課税期間が終了する年の11月末日まで

#### ＜つみたてN I S Aから一般口座への移管＞（特定口座を開設している場合）

- 2019年～2037年 ⇒ 非課税期間が終了する年の11月末日まで

※上記お手続きのお申し出がない場合は、一般N I S A・つみたてN I S Aの非課税期間終了後、特定口座を開設しているお客さまは特定口座へ、特定口座を開設していないお客さまは一般口座へ自動的に移管されます。

～本件に関するお問い合わせ等につきましては、お取引店までご連絡ください～